

令和6年度
公私連携幼保連携型認定こども園
公私連携法人募集要項
(宜野湾市立大山幼稚園)

令和6年4月22日
宜野湾市福祉推進部こども政策課

目次

1 募集の趣旨	P 2
2 移行対象施設	P 2
3 運営条件等	P 2
4 応募資格等	P 3
5 応募の手続き	P 4
6 審査及び公私連携法人候補者の順位の決定	P 6
7 協定の締結及び公私連携法人の指定に係る手続き	P 7
8 スケジュール	P 8
9 その他留意事項	P 8

(別紙一式)

別紙第1号 移行幼稚園の概要

別紙第2号 宜野湾市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件（大山幼稚園）

別紙第3号 申請書類等一式

別紙第4号 第二次審査評価基準等

別紙第5号 スケジュール（予定）

注意事項（必ずお読みください）

- 1 応募者は、本要項を熟読の上、各期日までに所定の手続きを行ってください。
- 2 施設見学会への参加及び参加意思表明書の提出は、原則、応募の必須条件となります。
- 3 本事業の実施にあたっては、必要に応じて例規等改正、予算措置及び設備の貸付等に係る市議会の議決等を要する可能性があります。手続きの状況によっては、事業実施時期の変更等の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。なお、その場合であっても、本件に関し、応募者が支出した費用等について、市は一切の補償の義務を負いません。

1 募集の趣旨

市では、市立幼稚園・保育所の課題への対応に向けた取り組みとして、令和6年2月に「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、全ての市立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行していく予定です。

今回、基本計画に基づき、令和7年度から宜野湾市立大山幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行するため、本市の幼児教育及び保育行政を理解し、質の高い教育及び保育等を継続的かつ安定的に提供することができる運営事業者（以下「公私連携法人」という。）を募集します。

「公私連携幼保連携型認定こども園」とは

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の運営形態の一つであり、市が、継続的かつ安定的に施設運営を行うことができる事業者を選定し、あらかじめ事業者と協定を締結した上で、当該事業者を公私連携法人として指定し、必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力等を行い、市との連携の下、教育及び保育等を行う施設のこと。

2 移行対象施設

名称 宜野湾市立大山幼稚園（以下「大山幼稚園」という。）

所在 沖縄県宜野湾市大山五丁目16番1号

詳細 別紙第1号「移行幼稚園の概要」のとおり。

（参考情報）令和6年3月1日現在

建築年度	平成4年度		
主体構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て1棟		
敷地面積	約1,353㎡		
建物延床面積	約641.88㎡ （※2階鉄骨造の部分[44.43㎡]は令和6年中に撤去予定）		
保育室・遊戯室	保育室4室（各約52㎡）、遊戯室（約147㎡）		
利用園児数	5歳児	1クラス	29名（うち預かり保育24名）
	4歳児	1クラス	7名（うち預かり保育5名）
留意	特別な支援を要する園児数（4歳児：3名、5歳児：3名）		

3 運営条件等

（1）基本事項

公私連携法人は、令和7年4月1日から大山幼稚園の既存園舎・園庭等を活用し、3歳児から5歳児までを受け入れる公私連携幼保連携型認定こども園として運営を開始すること。

なお、令和7年3月31日までは大山幼稚園として運営・使用されます。

（2）職員の継続雇用への配慮

公私連携法人は、市立幼稚園に勤務する職員に対し、待遇等に関する説明会を開催すること。

なお、当該職員が希望する場合は、移行する公私連携幼保連携型認定こども園（以下「移行園」という。）の正規職員として積極的に雇い入れを行うこと。

（3）その他条件等

別紙第2号「宜野湾市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件（宜野湾市立大山幼稚園）」のとおり。

4 応募資格等

（1）応募資格

応募することができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- ② 教育・保育への見識と経験を有し、十分な職員体制、社会的信望、経営基盤、技術的能力等に基づき、継続的に安定した施設運営を行うことができる法人であること。
- ③ 関係法令、通知、基準等を十分に理解・遵守し、市の幼児教育・保育施策について積極的に協力するとともに、保護者、地域及び関係機関等との信頼関係を築くことができる法人であること。
- ④ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育及び取組を実践すること。
- ⑤ 次に掲げる事項については、いずれかに該当すること。

（社会福祉法人の場合）

ア 令和6年4月1日現在、宜野湾市内において認可保育所、認定こども園、学校教育法上の幼稚園のいずれかを現に運営していること。

イ 令和6年4月1日現在、沖縄県内において3歳児から5歳児までの受け入れを実施する幼保連携型認定こども園を3年以上運営した実績を有し、現に運営していること。

（学校法人の場合）

ウ 令和6年4月1日現在、沖縄県内において幼稚園型又は幼保連携型認定こども園を現に運営していること。

- ⑥ 前項の施設において、過去3年以内に実施された所轄庁による指導監査等において、文書指摘、勧告及び命令（以下「文書指摘等」という。）を受けていないこと。ただし、文書指摘等を受けていた場合であっても、適正な改善報告がされている場合は、文書指摘等を受けていない場合と同様の取扱いとします。
- ⑦ 幼保連携型認定こども園の年間事業費（移行後に見込まれる公定価格分）の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。（参考：定員95人の年間事業費の12分の1相当額は750万円程度）
- ⑧ 事業者に係る国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑨ 「3 運営条件等」を遵守できること。
- ⑩ その他本要項に定める条件等を満たしていること。

(2) 欠格事由

応募をした事業者（以下「応募者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外し、又は失格とします。

- ① 本要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- ② 本件に関し、自己に有利な取扱いを求める働きかけを行うなど、特定の目的をもって選考委員等に直接又は間接を問わず接触した場合
- ③ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 応募書類等の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ 応募書類等の提出後に、「4（1）応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している場合。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている場合
- ⑨ 宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員である場合
- ⑩ 法人の代表者又は事業に従事する者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいる場合
- ⑪ その他不正な行為があった場合

5 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布・公表

- ① 配布期間 令和6年4月22日（月）から令和6年6月24日（月）まで
- ② 配布場所 宜野湾市福祉推進部こども政策課（庁舎本館2階）
（市ホームページからもダウンロードできます。）

(2) 施設見学会（事前申込制）

施設見学会への参加は、応募の条件となりますので、原則、参加するようお願いします。

- ① 申込期限 令和6年5月2日（木）17時00分まで
- ② 申込方法 電子メールにて「施設見学会参加申込書（様式1）」を提出すること。
- ③ 見学施設 大山幼稚園（宜野湾市大山）
- ④ 見学日時 令和6年5月10日（金）14時30分から（1時間程度を想定）
- ⑤ 注意事項
 - ア 施設見学会への参加人数は、1応募者につき2名以内とします。
 - イ 応募者多数の場合、参加人数及び見学日時を変更することがあります。その場合、各応募者に対し、個別にご連絡します。
 - ウ 駐車場に限りがございますので、1応募者につき1台とします。
 - エ 市の許可がない限り、決められた見学日時以外の施設見学は禁止とします。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

- ① 受付期限 令和6年5月16日(木) 17時00分まで
- ② 提出方法 電子メールにて「質問票(様式2)」を提出すること。
- ③ 注意事項 件名を「公私連携法人募集要項等に関する質問(大山幼稚園)」とすること。

(4) 質問に対する回答

- ① 回答日時 令和6年5月27日(月)以降
- ② 回答方法 質問と回答を一覧とし、市ホームページに掲載します。
(回答については、質問者が特定できないよう加工をして公表します。)

(5) 応募書類等

① 参加意思表明書

- ア 提出期限 令和6年6月4日(火) 17時00分まで
- イ 提出書類 参加意思表明書(様式3) 原本1部
- ウ 提出方法 宜野湾市役所福祉推進部こども政策課(庁舎本館2階)に持参又は郵送(期限必着:郵送の場合は、発送した旨を電話連絡すること。)
- エ 注意事項 参加意思表明書の提出がない場合、原則、申請書類等一式を受理しません。

② 申請書類等一式

- ア 提出期限 令和6年6月4日(火)から令和6年6月24日(月)まで
- イ 受付時間 平日9時00分から17時00分まで
(12時00分から13時00分、土日・祝祭日を除く。)
- ウ 提出書類 別紙第3号「申請書類等一式」のとおり。
- エ 提出方法 宜野湾市福祉推進部こども政策課(庁舎本館2階)に持参(事前に電話連絡すること。)

(6) 留意事項

- ① 提出された応募書類等の不足・不備等について、市から指摘することはありません。提出前に必要書類、部数等について確認するよう徹底してください。
- ② 提出された応募書類等については、明らかな誤りや軽微な修正以外は差替え等を認めません。
- ③ 提出された応募書類等の内容に関して、事務局において確認が必要と判断した場合、その内容について聞き取り又は追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 応募書類等の提出後、やむを得ず参加を辞退することとなった場合は、事務局に連絡の上、速やかに所定の書類を届け出ること。
- ⑤ 提出された応募書類等に関する情報公開は、宜野湾市情報公開条例等に基づき取り扱いません。

6 審査及び公私連携法人候補者の順位の決定

(1) 審査要領

- ① 審査にあたっては、宜野湾市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、別に定める審査要領等に基づく第一次審査（書類審査）及び第二次審査（運営施設等視察・プレゼンテーション審査）による公平かつ客観的な審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を公私連携法人候補者（以下「候補者」という。）として特定するとともに、第2順位の候補者も併せて選定します。
- ② 応募者がいない場合又は審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合等、本件の趣旨を達成できないと判断した場合は、候補者の特定を行わない場合があります。

(2) 第一次審査（書類審査）

- ① 全ての応募者について、応募要件等の適否を審査します。
- ② 審査の結果、要件を具備している応募者に対しては、その旨及び第二次審査に関する事務連絡を、要件を具備していない応募者に対しては、その旨及び第二次審査に付さない旨を、それぞれ参加資格確認結果を文書にて通知します。

(3) 第二次審査

第一次審査を通過した応募者に対しては、次のとおり、第二次審査を実施します。

① 運営施設等視察（現地視察）

- ア 本視察は、必要に応じて実施することとし、実施にあたっては、応募者が現に運営している教育・保育施設等を訪問し、教育・保育の取組について視察を行います。
- イ 本視察を実施する場合の実施日時等については、参加意思表明書提出後において各応募者と個別に調整することとします。

② プレゼンテーション審査（企画提案審査）

- ア 実施日時は令和6年7月中旬以降を予定しています。
（詳細な日時及び会場等については、第一次審査の結果通知とともに案内します。）
- イ 審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答25分以内を予定しています。
なお、応募者の数によっては、審査時間を変更することがあります。
- ウ プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とし、本事業に携わる責任者（法人の代表者や施設長予定者等）は必ず出席すること。
- エ プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って説明を行うこととし、説明用に新たな資料を追加提出することは認めません。

(4) 第二次審査における評価基準等

別紙第4号「第二次審査評価基準等」のとおり。

(5) 審査結果及び候補者の決定

- ① 委員会における審査結果を踏まえ、市において候補者の順位を決定します。ただし、最低

基準点に達する応募者がいない場合は、委員会において候補者の特定を行わないものとします。

- ② 候補者の決定に関しては、順位決定後速やかに、審査結果とともに各応募者に対し、書面により通知するとともに、市ホームページにて第1順位の候補者名のみを公表します。

7 協定の締結及び公私連携法人の指定に係る手続き

(1) 仮協定の締結

- ① 市は、第1順位の候補者と認定こども園法第34条第2項及びその他必要な事項について協議し、協議成立後、候補者と仮協定を締結することにより、当該候補者を公私連携法人予定者（以下「予定者」という。）とすることとします。
- ② ①の協議が成立しない場合又は第1順位の候補者が辞退した場合、市は、第2順位の候補者と協議し、協議成立後、仮協定を締結した上で、当該候補者を予定者とすることができます。

(2) 協定の締結

- ① 市は、認定こども園法第34条第2項に定める事項及びその他必要な事項に関して、市議会の議決等必要な手続きを経た後に、予定者と協定を締結するものとします。
- ② 協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。
- ③ 協定の有効期間の更新については、市と公私連携法人が協議の上、決定するものとします。協議において、教育及び保育の安定的な継続性に鑑み、有効期間内における園の運営状況が適切であり、かつ重大な事故や損失がなく、引き続き運営を行うことが適当であると認められた場合に限り、市と公私連携法人と協議のうえ協定の更新ができるものとします。

(3) 公私連携法人の指定

協定の締結後、市は、当該予定者を認定こども園法第34条第1項に規定する公私連携法人として指定するものとします。

(4) 協定に定める事項（認定こども園法第34条第2項抜粋）

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(5) 公私連携法人の指定を行わない場合等の補償

協定の締結に関し、必要となる市議会の議決等が得られない場合又は予定者の責により市が公私連携法人の指定を行わない場合等にあつては、予定者が本件のために支出した費用等について、市は一切の補償の義務を負いません。

8 スケジュール

別紙第5号「スケジュール（予定）」のとおり。

9 その他留意事項

- (1) 応募書類等の提出、施設見学会への参加その他本件に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された応募書類等は、本件以外の目的には使用しません。また、理由の如何に問わず返却しません。なお、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとします。
- (3) 予定者は、保護者、地域住民等に対し、説明会を開催するなど、良好な信頼関係の構築に向け、誠実に対応し、理解を得られるよう努めること。
- (4) 予定者は、園の設置にあたって必要な手続きを適宜、進めること。
- (5) 予定者は、本事業の実施を理由に、現に運営している教育・保育施設等を休止又は廃止しないこと。
- (6) 本要項の応募条件やスケジュール等については、各種手続きの進捗状況等により変更となる場合があります。その場合、変更の都度、情報提供を行います。
- (7) 応募者がいない場合等により候補者の特定に至らなかった場合は、本要項を再整理し、改めて募集を行うものとします。
- (8) 本件に係る審査結果に対する異議申し立てや審査内容等に関する問い合わせは受け付けません。
- (9) 本要項の用語等は、市の解釈によるものとします。
- (10) 本要項に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定めます。

本件に関する問い合わせ及び各書類提出先（事務局）

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市福祉推進部こども政策課
TEL：098-893-4488
メール：:Fukusi25@city.ginowan.okinawa.jp